

令和4年2月21日

## 特定適格消費者団体の認定の有効期間の更新について

下記の特定適格消費者団体につきまして、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の規定に基づき、特定適格消費者団体として認定の有効期間の更新を認めましたので、お知らせします。

### 記

**団体名** 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道  
(法人番号 7430005005201)

**代表者** 松久 三四彦、道尻 豊

**住 所** 札幌市中央区北四条西十二丁目1番55 ほくろうビル3階

#### 被害回復関係業務を行う事務所の所在地

札幌市中央区北四条西十二丁目1番55 ほくろうビル3階

**申請日** 令和3年12月20日

**目 的** この法人は、消費者の被害の防止及び救済のための活動を推進し、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・相互援助を図りつつ、各種消費者被害の調査・研究・情報収集、並びに消費者被害の未然若しくは拡大防止、及び被害救済のために活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護、消費者の権利の確立に寄与することを目的とする。(定款第3条)

**活動実績** レンタカー事業者の賠償責任に関する条項等の差止請求、貸着物事業者のキャンセル料条項等に関する差止請求、スポーツクラブ事業者の入会金等の不返還条項等に関する差止請求 等

**特定認定の有効期間の更新をした日** 令和4年2月17日  
(更新後の特定認定の有効期間は、令和7年2月24日まで)

以上

本件に関する問合せ先  
消費者庁消費者制度課  
TEL : 03(3507)8800 (代表)